

死亡牛全頭BSE検査が開始されます！

24カ月齢以上の死亡牛全頭BSE検査が今年4月1日から開始されます。

昨年施行された「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づき、死亡牛の全頭検査が義務づけられたもので、国内でのBSEの浸潤状況や感染源・感染ルート
の解明に大きな役割を果たします。

感染原因等を解明することは、今後のBSE発生の予防やまん延防止のみでなく、消費者の安心感をさらに高めることができることから、畜産農家にとっても大変重要な検査です。

死亡牛のBSE検査は、県の家畜保健衛生所で実施します。

死亡牛は、検査材料採取のため検査施設（西那須野町 酪農試験場敷地内）に一旦運ばれ、検査結果が陰性のもののみ化製処理されることとなります。

農家で24カ月齢以上の死亡牛が発生した場合は、以下の手続きを行ってください。

- (1) 検案した獣医師又は農家は、出来るだけ早く管轄家保に死亡牛届出及びBSE検査申請書の提出を行う
- (2) 死亡牛は、可能な限り獣医師による検案を受けるものとするが、獣医師の検案がない場合は、死亡時の状態を農家が届出書に明記する
- (3) 死亡牛運搬業者を決定し、死亡牛が適切に処理されるよう確認する
(最終的な化製処理まで、誰に依頼するか事前に決定しておく)
- (4) 家畜共済に加入している場合は、死亡牛の搬出前に管轄農業共済組合の確認を受ける
- (5) 死亡年月日等を異動報告カードによりFAX、電話等で速やかに家畜個体識別センターへ報告する
- (6) 死亡牛を運搬業者に渡す際は、個体識別耳標はつけたままで渡す



畜産試験場だより No.23

平成15年3月31日発行

栃木県畜産試験場

〒321-3303 芳賀町稲毛田 1917 028-677-0301